

■ 所得控除額

納税者の実情に応じた税負担を求めため、控除対象となる配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などの臨時の出費があるかどうかなどの事情を考慮し、所得金額から差し引くことになっています。

種類	要件及び控除額																				
雑損控除	<p>前年中に災害等により日常生活に必要な資産に被害を受けた場合 次の①と②のいずれか多い金額</p> <p>① (損失の金額-保険などで補てんされる額) - (総所得金額等×10%)</p> <p>② 災害関連支出の金額-保険などで補てんされる額-5万円</p>																				
医療費控除	<p>次の①と②のいずれかを選択。</p> <p>① 【医療費控除】※限度額 200万円 支払った医療費の額-保険などで補てんされる額-{(総所得金額等の合計額の5%)又は10万円のいずれか少ない額}</p> <p>② 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】※限度額 8万8千円 健康の保持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っている方が、特定一般用医薬品等(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入費を支払った場合。 (対象となるOTC医薬品などの購入費用-保険などで補てんされる額)-12,000円</p>																				
社会保険料控除	本人や生計を一にする親族のために支払った社会保険料(国民健康保険、介護保険、国民年金など)の合計額																				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法による共済掛金、確定拠出年金法に規定する個人型・企業型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額																				
生命保険料控除	<p>一般生命保険料、個人年金保険料、介護保険料(新制度のみ)の支払額をそれぞれ以下の式にあてはめて算出した控除額の合計額【限度額 70,000円】</p> <p>① 新契約(H24.1.1以後締結分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超~32,000円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超~56,000円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 旧契約(H23.12.31以前締結分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超~40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超~70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新契約と旧契約の両方で控除の適用を受ける場合、各控除の適用限度額は28,000円となります。なお、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は旧契約の控除額のみが適用となります。</p>	保険料の金額	控除額	12,000円以下	支払額	12,000円超~32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	32,000円超~56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	保険料の金額	控除額	15,000円以下	支払額	15,000円超~40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	40,000円超~70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円
保険料の金額	控除額																				
12,000円以下	支払額																				
12,000円超~32,000円以下	支払額×1/2+6,000円																				
32,000円超~56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
保険料の金額	控除額																				
15,000円以下	支払額																				
15,000円超~40,000円以下	支払額×1/2+7,500円																				
40,000円超~70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				

種類	要件及び控除額																	
地震保険料 控除	<p>地震保険料と旧長期損害保険料の支払額をそれぞれ下の表にあてはめて算出した控除額の合計額が地震保険料の控除額となる。【限度額 25,000 円】</p> <p>① 地震保険契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000 円超</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 旧長期損害保険契約 (H18.12.31 までに締結したもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円超 15,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			保険料の金額	控除額	50,000 円以下	支払保険料×1/2	50,000 円超	25,000 円	保険料の金額	控除額	5,000 円以下	支払保険料の全額	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円	15,000 円超	10,000 円	
保険料の金額	控除額																	
50,000 円以下	支払保険料×1/2																	
50,000 円超	25,000 円																	
保険料の金額	控除額																	
5,000 円以下	支払保険料の全額																	
5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円																	
15,000 円超	10,000 円																	
障害者控除	<p>本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>特別障害者(重度の障害がある方)</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53 万円</td> </tr> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26 万円</td> </tr> </tbody> </table>			特別障害者(重度の障害がある方)	30 万円	同居特別障害者	53 万円	普通障害者	26 万円									
特別障害者(重度の障害がある方)	30 万円																	
同居特別障害者	53 万円																	
普通障害者	26 万円																	
寡婦控除	<p>① 夫と離婚した後再婚していない人で扶養親族を有し、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人</p> <p>② 夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、前年中の合計所得が 500 万円以下の人</p> <p>※その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものとして一定のものがいないこと</p>		26 万円															
ひとり親控除	<p>現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明などの人で、生計を一にする前年分の総所得金額等の合計額が 48 万円以下である子を有する、前年中の合計所得が 500 万円以下の人</p>		30 万円															
勤労学生控除	<p>前年中の合計所得金額が 75 万円以下の人で、給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の勤労学生</p>		26 万円															
配偶者控除	<p>本人の前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であり、本人と生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円以下のとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額 48 万円以下</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者※</td> <td>38 万円</td> <td>26 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※老人控除対象配偶者…控除対象配偶者が70歳以上である場合</p>			配偶者の合計所得金額 48 万円以下	納税者本人の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円	老人控除対象配偶者※	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者の合計所得金額 48 万円以下	納税者本人の合計所得金額																	
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下															
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円															
老人控除対象配偶者※	38 万円	26 万円	13 万円															

種類	要件及び控除額			
配偶者特別 控除	本人の前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であり、配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下のとき			
	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
		900 万円 以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
133 万円超	0円	0円	0円	
※配偶者控除適用者は、配偶者特別控除は受けられません。				
扶養控除	生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合 ※16 歳未満の年少者は扶養控除を受けることができません。			
	一般扶養親族(16 歳以上(下記の要件に該当するものは除く。))			33 万円
	特定扶養親族(19 歳以上~23 歳未満)			45 万円
	老人扶養親族(70 歳以上)			38 万円
	// (同居老親等)			45 万円
基礎控除	前年の合計所得金額が 2,400 万円以下			43 万円
	前年の合計所得金額が 2,400 万円超~2,450 万円以下			29 万円
	前年の合計所得金額が 2,450 万円超~2,500 万円以下			15 万円

詳しくは、税務課住民税係(75-4977)にお尋ねください。